

経済産業省

輸出注意事項 24 第 45 号
20120730 貿局第 2 号

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 24 年 8 月 1 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成 24 年 4 月 2 日付け平成 24・03・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 24 第 24 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）

改正案	現 行
<p>大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手續等について 記 1. 輸出者が確認すべき事項 (1)～(4) (略) (5) 需要者の確認 注2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が<u>外国ユーザーリスト（20120730貿局第2号）</u>に掲載されている場合を含む (6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン ①～⑯ (略) [外国ユーザーリスト掲載企業・組織] ⑰ <u>外国ユーザーリスト（20120730貿局第2号）</u>に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（1. の（3）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。</p>	<p>大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手續等について 記 1. 輸出者が確認すべき事項 (1)～(4) (略) (5) 需要者の確認 注2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が<u>外国ユーザーリスト（平成23・11・30 貿局第3号）</u>に掲載されている場合を含む (6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン ①～⑯ (略) [外国ユーザーリスト掲載企業・組織] ⑰ <u>外国ユーザーリスト（平成23・11・30 貿局第3号）</u>に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（1. の（3）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。</p>

⑯ (略)
2. ~ 6. (略)
様式 1 ~ 様式 3 (略)
別記 1 • 別記 2 (略)

⑯ (略)
2. ~ 6. (略)
様式 1 ~ 様式 3 (略)
別記 1 • 別記 2 (略)